

内部質保証に係る点検状況について

令和2年12月

滋賀大学



目 次

I. 点検・評価項目の点検結果

1. 教育・学生支援機構	1
ア. 教育学部	2
イ. 経済学部	6
ウ. データサイエンス学部	10
エ. 教育学研究科学校教育専攻	14
オ. 教育学研究科高度教職実践専攻	18
カ. 経済学研究科	22
キ. データサイエンス研究科	26
2. 情報機構	30
3. 研究推進機構	30
4. 国際交流機構	31
5. 産学公連携推進機構	31
6. 機構以外の全学委員会等	32

II. 昨年度改善計画の進捗状況（該当部局のみ）

1. 教育・学生支援機構	
ア. 教育学部	34
イ. 経済学部	36
ウ. データサイエンス学部	37
エ. 教育学研究科学校教育専攻	39
オ. 経済学研究科	41
2. 研究推進機構	42
3. 機構以外の全学委員会等	43

別表…滋賀大学における内部質保証に関する体制

I. 点検・評価項目の点検結果

1. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)の点検結果

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	担当部門等	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
①	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	①-1	自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・自主的学習環境の整備状況(部屋数、机、パソコン等の台数等)については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。	教育・学生支援機構教育推進部門会議	○			・キャンパス内全域に無線LANアクセスポイントを設置しており、どこでもe-Learningを受講できる環境を整備している。
②	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	②-1	学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・生活支援等に関する総合的相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・健康に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・就職等進路に関する相談・助言体制の整備及び支援の実績を確認する。 ・各種ハラスメントに関する防止のための措置(規定及び実施内容)・相談の体制の整備及び相談実績を確認する。 ・各種相談・助言体制については、組織の役割、実施組織の人的規模やバランス、組織間の連携や意思決定プロセス、責任の所在等が確認できる資料・データを用いて整備状況を確認する。	教育・学生支援機構学生支援部門会議	○			
		②-2	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動の支援について、課外活動団体数、課外活動施設設備の整備、及び運営資金や備品貸与等の支援の状況を確認する。 ※大学が組織として支援すべき部活動等の範囲については、大学の判断による。ただし、あくまでも大学の組織的活動として分析することが必要。	教育・学生支援機構学生支援部門会議	○			
		②-3	障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援の実施体制及び実施状況について、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・対象となる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて生活支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。	教育・学生支援機構学生支援部門会議	○			
		②-4	学生に対する経済面での援助を行っていること	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知及び利用実績について確認する。 ・入学科・授業料免除、奨学金(給付、貸与)、学生寄宿舎等、各大学固有の事情等に応じて、学生の経済面の援助が行われているかについて確認する。	教育・学生支援機構学生支援部門会議	○			

ア. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)の点検結果 (教育学部)

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
③	学位授与方針が具体的かつ明確であること	③-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的に明瞭に策定していること	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ 学生の学習の目標となっていること 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するかが具体的に示されていること 	○			
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程方針において、点検・評価項目(詳細)本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 	○			
		④-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。 	○			
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の体系的性については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。 教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系的性が確保されていることを確認する。 	○			
		⑤-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> 一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合 	○			
		⑤-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	<ul style="list-style-type: none"> 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。 	○			
⑥	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	⑥-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)において、学位論文(特定の課題についての研究成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導の基本方針や考え方を確認する。 指導体制を整備し、それに基づく指導が実施(研究倫理に関する教育・指導を含む)されていることを確認する。 複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T A・R Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。 				
		⑥-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。 	○			
		⑥-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	<ul style="list-style-type: none"> 各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。 	○			

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	③	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態(講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス)、学習指導法(少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等)の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 	△	各回の授業内容が記載されていないなど、シラバスの記載が不十分な授業科目がある。	各回の授業内容などのシラバスへの記載を十分に行う。	
		④	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況(該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数)を確認する。 	○			
		⑤	専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていることを確認する。 				
		⑥	大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。 				
		⑦	教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校を確保していることを確認する。 				
		⑧	夜間において授業を実施している課程を置いていない場合は、配慮を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。 				
⑦	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	①	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向(担当教員の研究成果を含む。)の反映、他学部との授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 【教育学部及び教育学研究科高度教職実践専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、学生への授業評価アンケート調査の回答結果を担当教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 【教育学研究科学校教育専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、滋賀大学大学院教育学研究科における教育改善のための調査の回答結果を各教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 	○			
		②	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。 	△	オフィスアワーの設定を教務システム(SUCCESS)上で公開している教員が76.8%に留まる。	引き続きオフィスアワーの設定を教務システム(SUCCESS)上で公開している教員割合を向上させる。	教授会で教員に直接依頼する等して昨年度(令和元年度)の59%から76.8%に改善が見られた。
		③	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ等の実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 【教育学部のみ】 ・教職を主とした就職支援事業、キャリア形成支援事業について点検を行う。 	○			
		④	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	<ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 	○			

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語(A、B、C等)を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。	○			
		⑧-2	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	○			
		⑧-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	○			
		⑧-4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)が、検証できる状況にあることを確認する。	○			
⑨	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	⑨-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・大学が定める卒業(修了)要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	○			
		⑨-2	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。				
		⑨-3	策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	○			
⑨-4	卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	《 学士課程 》 ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 《 大学院課程 》 ・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおりに実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文(課題研究)の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおりに実施されていることを確認する。	○					
⑩-1	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する(卒業が受験資格となるものは必須)。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	○					

大項目 NO	点検・評価項目（大項目）	詳細 NO 点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑩	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	⑩-2 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適切なものであること等を確認する。	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適切なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適切なものであること等を確認する。 【教育学部のみ】 ・就職実績について点検を行う。	○			
		⑩-3 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。	○			
		⑩-4 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	○			
		⑩-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	○			

イ. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（教育・学生支援機構担当）の点検結果（経済学部）

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO 点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
③	学位授与方針が具体的かつ明確であること	③1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的に明確に策定していること	・学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ ・学生の学習の目標となっていること ・「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること	○			
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いよう①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、点検・評価項目（詳細）本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	△	カリキュラム・マップの修正により、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの整合性は明確となったが、学習成果の評価の方針は示されていないままである。	カリキュラム・ポリシーを修正するとともに、マップも含めた表示・公表の仕方について見直す。	
		④2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。	○			
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・教育課程の体系的については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。 ・教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系的が確保されていることを確認する。	○			
		⑤2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合	△	ごく少数ながら、シラバスにおいて授業外学習について記載されていない科目がみられる。	シラバスに、授業外学習を含めた45時間の学習内容が記載されるよう徹底する。	
		⑤3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。	○			
		⑤4 大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導の基本方針や考え方を確認する。 ・指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む）されていることを確認する。 ・複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T A・R Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。	○			
⑥	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	⑥1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	○			
		⑥2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 ・10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。	△	集中講義等の、10週又は15週と異なる授業期間を設定している科目の中に、シラバスの授業計画の記載が不十分なものが残っている。	集中講義等での授業計画の記載方法について指針を明確にし、教育効果が確認できる内容とすることを徹底する。	
		⑥3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実践の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的にに行っている場合は、その状況についても確認する。	△	シラバスの改善方針に従って多くの科目で十分な記述がなされているが、なお一部の項目について記述がない科目が存在する。	シラバスの全項目について、より分かりやすい記述に改善を図るよう徹底する。 なお、オンライン方式の導入や対面授業との組み合わせなど、授業形態の多様化が今後も進むことが予想されることから、シラバスでの新たな表示欄の設置など表示方法の改善について検討を開始する。	

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	<p>⑥-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p>	<p>・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。</p>	△	<p>昨年度指摘のあった「非常勤講師が担当するコア科目」については、シラバスから、授業計画、テキスト、成績評価の方法などが非常勤講師と常勤の教員との間で一致していることが確認できる。しかしながら、指摘の中の「専任の教員が授業の内容、実施、成績に関して責任を持っていることを検証できる体制となっているかの確認が必要」という点については、「検証できる体制」が組み立てられていることまでをシラバスから確認することは難しい。</p>	<p>コア科目について、「主任」制度の導入など、授業の内容、成績等についての責任のあり方をより明確なものとする実施体制に改善する。</p>	
⑥-5		<p>⑥-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること</p>	<p>・専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていることを確認する。</p>				
⑥-6		<p>⑥-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p>	<p>・大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。</p>				
⑥-7		<p>⑥-7 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p>	<p>・連携協力校を確保していることを確認する。</p>				
⑥-8		<p>⑥-8 夜間において授業を実施している場合は、配慮を行っていること</p>	<p>・夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。</p>	○			
⑦-1	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	<p>⑦-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p>	<p>・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 【教育学部及び教育学研究科高度教職実践専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、学生への授業評価アンケート調査の回答結果を担当教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 【教育学研究科学校教育専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、滋賀大学大学院教育学研究科における教育改善のための調査の回答結果を各教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。</p>	○			
⑦-2		<p>⑦-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p>	<p>・オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。</p>	△	<p>各種の学習相談の利用実態の把握が不十分である。</p>	<p>オフィスアワーやメール、ネットを活用した学習相談の内容、件数等の実態について、教員への調査、学生アンケートの分析等によって確認する。</p>	
⑦-3		<p>⑦-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p>	<p>・インターンシップ等の実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 【教育学部のみ】 ・教職を主とした就職支援事業、キャリア形成支援事業について点検を行う。</p>	○			
⑦-4		<p>⑦-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p>	<p>・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。</p>	○			
⑧-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること		<p>・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した基準に適用組織として定めたものを確認する。</p>	△	<p>教育・学生支援機構から「滋賀大学における成績評価のガイドライン」は示されたが、学位授与方針・教育課程方針に応じた学部としての基準をさらに明確にする必要がある。</p>	<p>学部においてガイドラインを策定した上で、教育学部支援委員会において、学部の教育課程の特性に応じた具体的な成績評価基準の設定に際し考慮すべき点を抽出し、学務委員会においてそれをシラバス作成要領に反映させる。</p>	

大項目 NO	点検・評価項目（大項目）	詳細 NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑤	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧-2	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	△	学修naviによるGPA制度の説明だけでは、学生への周知は不十分である。	⑧-1（分析項目6-6-1）のガイドラインの策定と合わせて、学生への周知方法についてもより適切なものに改善する。	
		⑧-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	×	・彦根地区教育学習支援委員会により合格率や「秀・優」の割合などの点検は実施されている。 ・成績評価分布について教育・学生支援機構による「ガイドライン」は示されたが、学部の特性に配慮したガイドラインの策定には至っていない。 ・個人指導が中心となる科目の評価の客観性を担保する措置を、学部において組織的に設定していない。 ・学習時間の確保について、「授業評価アンケート」で確認のための質問項目を設けているが、その結果の組織的な確認は実施していない。	学部において、学部の特性に配慮した成績評価の分布に関するガイドラインを策定し、教育学習支援委員会において、それに基づき成績分布の点検等の手続を具体化して、これまで実施していた合格率や成績分布の点検をそれに適合するよう修正する。点検結果については、学務委員会や教授会での報告と確認を進める。また、成績評価に関する資料（解答例、採点基準等）を学生に提示している科目について把握するとともに、個人指導が中心となる科目における成績評価の客観性の担保について、成績照会制度の改善などのチェック体制を拡充させる。学習時間の確保のための質問項目を設けているが、その結果の組織的な確認は実施していない。	
		⑧-4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。	○			
⑥	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	⑨-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	○			
		⑨-2	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。	○			
		⑨-3	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	○			
		⑨-4	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	《 学士課程 》 ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 《 大学院課程 》 ・学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に関して、手順どおりに実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文（課題研究）の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおりに実施されていることを確認する。	○			
		⑩-1	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	○			
		⑩-2	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 【教育学部のみ】 ・就職実績について点検を行う。	○			

大項目 NO 点検・評価項目(大項目)	詳細 NO 点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑩ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	⑩-3 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。	△	卒業予定者アンケートの内容が、大学の目的・ディプロマポリシーに則した学習成果について調査するのに十分とは言えない。	教育学習支援委員会においてアンケート内容の見直しを行う。	
	⑩-4 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	○			
	⑩-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	○			

ウ.国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)の点検結果(データサイエンス学部)

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
④	学位授与方針が具体的かつ明確であること	③-1	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 <ul style="list-style-type: none"> 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ 学生の学習の目標となっていること 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること 	○			
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④-1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程方針において、点検・評価項目(詳細)本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 	○			カリキュラム・ポリシーにおいて③学習成果の評価の方針の記載が明確かつ具体的となるよう改定を実施した。
		④-2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。 	○			カリキュラム・ポリシーの修正により、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性を確保した。
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤-1	教育課程の編成が、体系的を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の体系的性については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。 教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系的性が確保されていることを確認する。 	○			
		⑤-2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> 一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合 	○			
		⑤-3	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	<ul style="list-style-type: none"> 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。 	○			
		⑤-4	大学院課程(専門職学位課程を除く)において、学位論文(特定の課題についての研究成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導の基本方針や考え方を確認する。 指導体制を整備し、それに基づく指導が実施(研究倫理に関する教育・指導を含む)されていることを確認する。 複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、TA・RAとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。 				
⑥	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	⑥-1	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。 	○			
		⑥-2	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	<ul style="list-style-type: none"> 各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。 	○			

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	③	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的にを行っている場合は、その状況についても確認する。 	○			
		④	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。 	○			
		⑤	専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	<ul style="list-style-type: none"> 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていることを確認する。 				
		⑥	大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	<ul style="list-style-type: none"> 大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。 				
		⑦	教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校を確保していることを確認する。 				
		⑧	夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。 				
⑦	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	①	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。 授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的にしている場合は、その状況についても確認する。 【教育学部及び教育学研究科高度教職実践専攻のみ】 学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、学生への授業評価アンケート調査の回答結果を担当教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 【教育学研究科学校教育専攻のみ】 学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、滋賀大学大学院教育学研究科における教育改善のための調査の回答結果を各教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 	○			1学年と2学年ではプレゼン論の教員がチューターとして、3学年からはゼミの教員が、それぞれ履修指導を行う体制を取っている。また、3年次への新旧判定を控えた2年生を対象に全学生の成績を学務委員会として把握し、成績不振者には個別に履修指導、助言を行った。また、学生毎に個別に履修相談に応じている。ニーズ把握については、授業評価アンケートに基づいた学生のニーズの把握、科目担当の調整を行った。
		②	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。 	○			
		③	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップ等の実施状況を確認する。 その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 【教育学部のみ】 教職を主とした就職支援事業、キャリア形成支援事業について点検を行う。 	○			インターンシップの説明会を実施し、多数の学生がインターンシップに参加したほか、海外への派遣を行った。学生のインターンシップへの参加意欲を高めるため、インターンシップへ参加した学生による成果報告会を2年生向けに実施した。
		④	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	<ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 	○			

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO 点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。	○		到達目標を考慮した成績評価基準をシラバス上で明示するよう改善を行った。
		⑧-2	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	○		全シラバスを点検・確認し、成績評価について明確となるよう修正を行った。
		⑧-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	○		カリキュラムの見直しを行うワーキンググループを立ち上げ、その中でシラバスの項目の点検を行った。シラバスには、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習について具体的な指示の記入を徹底した。
		⑧-4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。	○		
⑨	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	⑨-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に適切に規定を整備していることを確認する。	○		
		⑨-2	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。			
		⑨-3	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知していることを確認する。	○		
		⑨-4	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	《 学士課程 》 ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 《 大学院課程 》 ・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順とおりに実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文（課題研究）の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順とおりに実施されていることを確認する。			
⑩	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	△	まだ卒業生を出していないため、卒業率の算出は2021年度以降可能となる。情報処理技術者試験の取得率が明確でない。	2021年度以降に卒業率を算出するためのデータを収集する。年度内に情報処理技術者試験の資格取得状況を調査する。		

大項目NO 点検・評価項目(大項目)	詳細NO 点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑩ 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	⑩-2 就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 【教育学部のみ】 <ul style="list-style-type: none"> ・就職実績について点検を行う。 				
	⑩-3 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。 				
	⑩-4 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 				
	⑩-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 				

エ. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)の点検結果 (教育学研究科学校教育専攻)

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細:点検・評価項目(詳細) No	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
	③ 学位授与方針が具体的かつ明確であること	③-1	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	○			
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④-1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	○			
		④-2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	○			
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤-1	教育課程の編成が、体系的を有していること	○			
		⑤-2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	○			
		⑤-3	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	○			
		⑤-4	大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	○			
⑥	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	⑥-1	1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	○			
		⑥-2	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	○			

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	③	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態(講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス)、学習指導法(少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等)の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	○			
		④	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況(該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数)を確認する。	○			
		⑤	専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	・専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていることを確認する。				
		⑥	大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。	○			
		⑦	教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校を確保していることを確認する。				
		⑧	夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。	○			
⑦	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	①	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向(担当教員の研究成果を含む。)の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 【教育学部及び教育学研究科高度教職実践専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、学生への授業評価アンケート調査の回答結果を担当教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 【教育学研究科学校教育専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、滋賀大学大学院教育学研究科における教育改善のための調査の回答結果を各教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。	△	体制が整えられていることを確認できる根拠資料が提示できない。	F D事業報告書発行時期に学校教育専攻の教員宛にメール等で周知し回答結果を共有する	
		②	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。	○			
		③	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・インターンシップ等の実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 【教育学部のみ】 ・教職を主とした就職支援事業、キャリア形成支援事業について点検を行う。	○			
		④	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。	○			

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項	
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語(A、B、C等)を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。	△	学位授与方針・教育課程方針に応じた研究科としての基準をさらに明確にする資料がない	今年度内に研究科企画運営委員会で資料を作成する		
		⑧-2	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	△	学位授与方針・教育課程方針に応じた研究科としての基準をさらに明確にする資料が提示できない	今年度内に研究科企画運営委員会で資料を作成し、学生に周知する。		
		⑧-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	○				
		⑧-4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)が、検証できる状況にあることを確認する。	○				
⑨	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	⑨-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・大学が定める卒業(修了)要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	○				
		⑨-2	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。	○				
		⑨-3	策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	○				
		⑨-4	卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	《学士課程》 ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 《大学院課程》 ・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおり実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文(課題研究)の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおり実施されていることを確認する。	○				
⑩	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	⑩-1	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する(卒業が受験資格となるものは必須)。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	○				

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑩	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	⑩-2	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 【教育学部のみ】 ・就職実績について点検を行う。	○			
		⑩-3	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。	○			
		⑩-4	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	△	平成30年度にアンケート調査を実施したが、回収率が満足できるものではないことや、組織的な分析がなされていることの確認が必要である。	平成30年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえて、組織的な分析を引き続き進めていく。	
		⑩-5	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	△	平成30年度にアンケート調査を実施したが、組織的な分析がなされていることの確認が必要である。	平成30年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえて、組織的な分析を引き続き進めていく。	

オ. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)の点検結果 (教育学研究科高度教職実践専攻)

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項	
③	学位授与方針が具体的かつ明確であること	③-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的に明確に策定していること	・学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ ・学生の学習の目標となっていること ・「何ができるようにするか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するかが具体的に示されていること	○				
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、点検・評価項目(詳細)本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	○				
		④-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。	○				
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・教育課程の体系的については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。 ・教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系的が確保されていることを確認する。	○				
		⑤-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合	○				
		⑤-3 他大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・他大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。	○				
		⑤-4 大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究成果を含む)の作成等に係る「指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導の基本方針や考え方を確認する。 ・指導体制を整備し、それに基づく指導が実施(研究倫理に関する教育・指導を含む)されていることを確認する。 ・複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T A・R Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らして、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。					
⑥	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	⑥-1	・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	○				
		⑥-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 ・10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。	○				

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	③	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> ・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態(講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス)、学習指導法(少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等)の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 	○			
		④	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	<ul style="list-style-type: none"> ・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況(該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数)を確認する。 	○			
		⑤	専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていることを確認する。 	○			
		⑥	大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。 	○			
		⑦	教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	<ul style="list-style-type: none"> ・連携協力校を確保していることを確認する。 	○			
		⑧	夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。 	○			
⑦	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	①	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向(担当教員の研究成果を含む。)の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 【教育学部及び教育学研究科高度教職実践専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、学生への授業評価アンケート調査の回答結果を担当教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 【教育学研究科学校教育専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、滋賀大学大学院教育学研究科における教育改善のための調査の回答結果を各教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 	○			
		②	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。 	○			
		③	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ等の実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 【教育学部のみ】 ・教職を主とした就職支援事業、キャリア形成支援事業について点検を行う。 	○			
		④	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	<ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 ・特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 ・その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 	○			

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO 点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項	
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語(A、B、C等)を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。	△	学位授与方針・教育課程方針に応じた研究科としての基準をさらに明確にする資料がない	今年度内に研究科企画運営委員会で資料を作成する	
		⑧-2	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	△	学位授与方針・教育課程方針に応じた研究科としての基準をさらに明確にする資料が提示できない	今年度内に研究科企画運営委員会で資料を作成し、学生に周知する。	
		⑧-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	○			
		⑧-4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)が、検証できる状況にあることを確認する。	○			
⑨	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	⑨-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・大学が定める卒業(修了)要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	○			
		⑨-2	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。				
		⑨-3	策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	○			
		⑨-4	卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	《 学士課程 》 ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 《 大学院課程 》 ・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順どおり実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文(課題研究)の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおり実施されていることを確認する。	○			
⑩	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する(卒業が受験資格となるものは必須)。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	○					

大項目 NO	点検・評価項目(大項目)	詳細 NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑩	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	②	就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 【教育学部のみ】 ・就職実績について点検を行う。	○			
		③	卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。 	△	結果が確認できる資料がない	今年度内に高度教職実践専攻で確認する	
		④	卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 	△	結果が確認できる資料がない	今年度内に高度教職実践専攻で確認する	
		⑤	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 	△	結果が確認できる資料がない	今年度内に高度教職実践専攻で確認する	

カ. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)の点検結果 (経済学研究科)

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
④	学位授与方針が具体的かつ明確であること	③-1	学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	<ul style="list-style-type: none"> 学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ 学生の学習の目標となっていること 「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかが具体的に示されていること 	○			
		④-1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程方針において、点検・評価項目(詳細)本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 	△	③学習成果の評価の方針が明確に示されていない。	博士前期課程に1年制社会人コース(ビジネス・データサイエンス専修プログラム)の設置の検討に合わせて教育課程方針(カリキュラム・ポリシー)も見直し中である。	
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④-2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。 	○			
		⑤-1	教育課程の編成が、体系的を有していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の体系的については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。 教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系的が確保されていることを確認する。 	○			
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤-2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	<ul style="list-style-type: none"> 一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部保証において保証されている場合 シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合 	△	シラバスの記載内容を確認したところ、科目によっては45時間の学習時間が必要である旨の記載が明確に確認できないものがあったため。	シラバスに、授業外学習を含めた45時間の学習内容が記載されるよう徹底する。	
		⑤-3	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	<ul style="list-style-type: none"> 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。 	○			
		⑤-4	大学院課程(専門職学位課程を除く)においては、学位論文(特定の課題についての研究成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	<ul style="list-style-type: none"> 研究指導の基本方針や考え方を確認する。 指導体制を整備し、それに基づく指導が実施(研究倫理に関する教育・指導を含む)されていることを確認する。 複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T・A・R・Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らし、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。 	○			
⑥	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	⑥-1	1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	<ul style="list-style-type: none"> 1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。 	○			
		⑥-2	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	<ul style="list-style-type: none"> 各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。 	○			

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	③	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 授業形態(講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス)、学習指導法(少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等)の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 	△	シラバスの改善方針に従って多くの科目で十分な記述がなされているが、なお一部の項目について記述がない科目が存在する。	シラバスの全項目について、より分かりやすい記述に改善を図るよう徹底する。	
		④	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	<ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況(該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数)を確認する。 	○			
		⑤	専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていること	<ul style="list-style-type: none"> 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を設けていることを確認する。 				
		⑥	大学院において教育方法の特例(大学院設置基準第14条)の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	<ul style="list-style-type: none"> 大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていることを確認する。 	○			
		⑦	教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校を確保していることを確認する。 				
		⑧	夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> 夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を行っていることを確認する。 	○			
⑦	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	①	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。 授業科目への学術の発展動向(担当教員の研究成果を含む。)の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。 【教育学部及び教育学研究科高度教職実践専攻のみ】 学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、学生への授業評価アンケート調査の回答結果を担当教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 【教育学研究科学校教育専攻のみ】 学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、滋賀大学大学院教育学研究科における教育改善のための調査の回答結果を各教員にフィードバックする体制が整えられていることを確認する。 	○			
		②	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。 	△	各種の学習相談の利用実態の把握が不十分である。	オフィスアワーやメール、ネットを活用した学習相談の内容、件数等の実態について、教員への調査、学生アンケートの分析等によって確認する。	
		③	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップ等の実施状況を確認する。 その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 【教育学部のみ】 教職を主とした就職支援事業、キャリア形成支援事業について点検を行う。 	○			
		④	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	<ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生への学習支援については、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータを把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われている学習支援の実施状況について確認する。 特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。 その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。 	○			

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語(A、B、C等)を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。	△	教育・学生支援機構から「滋賀大学における成績評価のガイドライン」は示されたが、学位授与方針・教育課程方針に応じた研究科としての基準をさらに明確にする必要がある。	教育学習支援委員会において、研究科の教育課程の特性に応じたガイドラインを策定する。	
		⑧-2	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	△	成績評価基準について、論文審査基準以外については周知が十分ではない。	⑧-1のガイドラインの策定と合わせて、院生への周知方法についてもより適切なものに改善する。	
		⑧-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	×	成績分布の組織的な点検は実施されていない。	経済学研究科の成績評価ガイドラインの検討の一環で、成績評価の組織的な点検のあり方も検討し、導入を図る。	
		⑧-4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)が、検証できる状況にあることを確認する。	○			
⑨	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること	⑨-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること	・大学が定める卒業(修了)要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	○			
		⑨-2	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策定されていること	・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。	○			
		⑨-3	策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること	・卒業(修了)要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	○			
		⑨-4	卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること	《学士課程》 ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 《大学院課程》 ・学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に関して、手順とおりに実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文(課題研究)の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順とおりに実施されていることを確認する。	○			
⑩	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	⑩-1	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する(卒業が受験資格となるものは必須)。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	○			

大項目 NO	点検・評価項目(大項目)	詳細 NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑩	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	②	就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 【教育学部のみ】 ・就職実績について点検を行う。	○			
		③	卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。	○			
		④	卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	○			
		⑤	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	×	修了者数(特に国内企業等)が少なくかつ分散しているため、学部のような就職先アンケートが実施できない。そこで、学内セミナー参加企業や、陵水懇話会の実務家同窓生等との懇談の機会において、修了生の入職後の動向や活躍を聴取するとともに、より有効に学習成果の確認ができるよう工夫する必要がある。	修了者の進路状況を分析し、就職先等からの意見聴取のあり方(記録やアンケートなど)を改善する。	

キ. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（教育・学生支援機構担当）の点検結果（データサイエンス研究科）

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項	
③	学位授与方針が具体的かつ明確であること	③-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的に明確に策定していること	・学位授与方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズ ・学生の学習の目標となっていること ・「何ができるようにするか」に力点を置き、どのような学習成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するかが具体的に示されていること	○				
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解りやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、点検・評価項目（詳細）本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	△	カリキュラム・ポリシーにおいて、③学習成果の評価の方針の記述が不十分。	カリキュラム・ポリシーへの③学習成果の評価の方針への記載の充実について、検討を進めている（令和3年4月改正目録）。		
		④-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。	○				
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤-1 教育課程の編成が、体系的を有していること	・教育課程の体系的性については、カリキュラム・マップ、コース・ツリーや履修モデル、コース・ナンバリング等を用いて確認する。 ・教養教育及び専門教育のバランス、必修科目・選択科目等の配当等、教育課程方針に基づいて、授業科目が配置され、教育課程の体系的性が確保されていることを確認する。	○				
		⑤-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則してその他の方法によって実施し、検証されている場合	○				
		⑤-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に依り規則等で定めていること	・他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定についての規定が、法令に従い定められていることを確認する。	○				
		⑤-4 大学院課程（専門職学位課程を除く）において、学位論文（特定の課題についての研究成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導の基本方針や考え方を確認する。 ・指導体制を整備し、それに基づく指導が実施（研究倫理に関する教育・指導を含む）されていることを確認する。 ・複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する指導、年間研究指導計画の作成・活用、中間発表会の開催、国内外の学会への参加促進、他大学や産業界との連携、T・A・R・Aとしての活動を通じた教育・研究能力の育成等、教育の目的や研究指導の基本方針等に照らし、研究指導に対する取組が行われていることを確認する。	○				
⑥	1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	⑥-1	・1年間の授業を行う期間が、定期試験等の期間を含め、35週確保されていることを確認する。	○				
		⑥-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 ・10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。	○			研究科が学部 completion 前に早期設置されたため、入学者が派遣社会人および他学部他研究科出身者のみであり基礎知識にばらつきが大きかった。そこで、大学院設置基準第14条に基づき、基礎的な科目から発展的な科目へと段階的に履修していき、科目を集中講義形式で一週ずつ配置する等の対応を行った。これにより、順を追って知識を身につけていくことが可能になるため、学生に対する教育効果は十分あるものと考えている。	

大項目 NO	点検・評価項目（大項目）	詳細 NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	その他特記事項	
⑥	学位授与方針及び教育課程 方針に則して、適切な授業 形態、学習指導法が採用さ れていること	⑥-3	適切な授業形態、学習指 導法が採用され、授業の 方法及び内容が学生に対 して明示されていること	<ul style="list-style-type: none"> シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達 目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績 評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科 書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各 授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものと して、全科目、全項目について記入されていることを確 認する。 芸術等の分野における個人指導による実技の授業等 については、大学等の目的に則した方法によって、授業計 画が示されていることを確認する。 すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っている ことを確認する。 授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バラ ンス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、 多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を 積極的に行っている場合は、その状況についても確認す る。 	△	2018年9月にデータサイ エンス研究科修士課程、 2019年9月にデータサイエ ンス研究科博士後期課程 の設置審査にて文部科学 省から許可を得、シラバ スを作成しているところ であるが、シラバスの一 部で記述に不十分な点 がある。	成績評価基準や準備学 習などについて、より 具体的に記載する。 （令和3年4月改正目 途）。		
		⑥-4	教育上主要と認める授業 科目は、原則として専任 の教授・准教授が担当し ていること	<ul style="list-style-type: none"> 教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教 授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教 授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する 科目数）を確認する。 	○				
		⑥-5	専門職大学院を設置して いる場合は、履修登録の 上限設定の制度（CAP 制度）を設けていること	<ul style="list-style-type: none"> 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限 設定の制度（CAP制度）を設けていることを確認す る。 					
		⑥-6	大学院において教育方法 の特例（大学院設置基準 第14条）の取組として 夜間その他特定の時間又 は期間に授業を行ってい る場合は、法令に則した 実施方法となっているこ と	<ul style="list-style-type: none"> 大学院において、夜間その他特定の時間又は期間に授 業を行っている場合は、法令に則した実施方法となってい ることを確認する。 	○				
		⑥-7	教職大学院を設置してい る場合は、連携協力校を 確保していること	<ul style="list-style-type: none"> 連携協力校を確保していることを確認する。 					
		⑥-8	夜間において授業を実施 している課程を置してい る場合は、配慮を行って いること	<ul style="list-style-type: none"> 夜間においての授業の実施に際し、そのための配慮を 行っていることを確認する。 					
⑦	学位授与方針に則して、適 切な履修指導、支援が行わ れていること	⑦-1	学生のニーズに応え得る 履修指導の体制を組織と して整備し、指導、助言 が行われていること	<ul style="list-style-type: none"> ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と 対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不 足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認 する。 授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を 含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋 期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、 国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダ ブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っ ている場合は、その状況についても確認する。 【教育学部及び教育学研究科高度教職実践専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、学生へ の授業評価アンケート調査の回答結果を担当教員に フィードバックする体制が整えられていることを確認す る。 【教育学研究科学校教育専攻のみ】 ・学生のニーズに応え得る履修指導を行うため、滋賀大 学大学院教育学研究科における教育改善のための調査の 回答結果を各教員にフィードバックする体制が整えられ ていることを確認する。 	○				
		⑦-2	学生のニーズに応え得る 学習相談の体制を整備 し、助言、支援が行われ ていること	<ul style="list-style-type: none"> オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習 相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言 等の学習支援が行われているかについて確認する。 	○				
		⑦-3	社会的・職業的自立を図 るために必要な能力を培 う取組を実施しているこ と	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップ等の実施状況を確認する。 その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 【教育学部のみ】 ・教職を主とした就職支援事業、キャリア形成支援事業 について点検を行う。 	○				
		⑦-4	障害のある学生、留学 生、その他履修上特別な 支援を要する学生に対す る学習支援を行う体制を 整えていること	<ul style="list-style-type: none"> 履修上特別な支援を要する学生への学習支援につい ては、あらかじめこれらの学生の人数等に関するデータ を把握した上で、各大学固有の事情等に応じて行われて いる学習支援の実施状況について確認する。 特に障害のある学生については、関係法令の趣旨を考 慮して確認する。 その他履修上特別な支援を行うことが必要と考えられ る学生が現在在籍していない場合でも、各大学固有の事 情等に応じて学習支援を行うことのできる状況にあるか について確認する。 	○				

大項目 NO	点検・評価項目（大項目）	詳細 NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑤	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	①	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。	△	シラバスにおいて、成績評価基準の明示が不十分。	到達目標を考慮した判断の基準について組織として定める。	
		②	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	△	配布掲載を行い周知している成績評価基準の明示が不十分。	シラバスへの基準明示を十分なものとして、配布掲載を行う。	
		③	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	△	成績評価の分布の点検や成績評価分布についてのガイドラインの策定に関する組織的な取り組みが十分ではない。	成績評価分布についてのガイドラインの策定を行う。	
		④	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。	○			
⑥	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	①	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・大学が定める卒業（修了）要件が組織的に策定され、大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。 ・修業年限の特例措置を講じている場合は、法令に従い適切に規定を整備していることを確認する。	○			
		②	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として策定されていること	・審査に係る手続き及び評価の基準が組織として策定されていることを確認する。	○			
		③	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知していることを確認する。	○			
		④	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む）に則して組織的に実施していること	《 学士課程 》 ・卒業要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 ・修了の判定について、修了要件を適用する手順のとおり実施されていることを確認する。 《 大学院課程 》 ・学位論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験に関して、手順どおり実施されていることを確認する。 ・博士前期課程において、修士論文（課題研究）の審査に代えて、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査を課している場合は、それが手順どおり実施されていることを確認する。				
⑩	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。						

大項目 NO 点検・評価項目(大項目)	詳細 NO 点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果	点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	その他特記事項
⑩ 大学等の目的及び学位授与 方針に則して、適切な学習 成果が得られていること	⑩ 2 就職(就職希望者に対する 就職者の割合)及び進学 率の状況が、大学等の目 的及び学位授与方針に則 した状況にあること	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。 【教育学部のみ】 ・就職実績について点検を行う。 				
	⑩ 3 卒業(修了)時の学生か らの意見聴取の結果によ り、大学等の目的及び学 位授与方針に則した学習 成果が得られていること	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。 				
	⑩ 4 卒業(修了)後一定期間 の就業経験等を経た卒業 (修了)生からの意見聴 取の結果により、大学等 の目的及び学位授与方針 に則した学習成果が得ら れていること	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 				
	⑩ 5 就職先等からの意見聴取 の結果により、大学等の 目的及び学位授与方針に 則した学習成果が得られ ていること	<ul style="list-style-type: none"> ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 				

2. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（情報機構担当）の点検結果

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	担当部門等	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
①	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	①-1	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信におけるコミュニケーションの重要性を踏まえつつ、教職員及び学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境の整備状況や活用状況を確認する。 整備状況については、ICT環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。 授業管理を支援するための統合化されたオンラインシステム等の学習支援環境の基盤のICT化が行われている場合は、その整備と活用の状況を含めて確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ委員会 情報基盤センター 	○			<ul style="list-style-type: none"> 「スマート・ラーニング・コモンズ」の機能を強化すべく、学内ネットワークスイッチの整理・統合を進め、アクセスポイントの増設準備を行った。 情報基盤システムの安全性を検証すべく、学内の3つの主要なサイトに対してWeb脆弱性診断を実施し、セキュリティ上のリスクが低いことが確認された。 2020年度の新入生を対象としてBYODの推奨を行った。当該取組は、学生が在学中からパソコンを使いこなす能力を向上させることも目的としている。 本学のLMSシステムであるSULMSサーバについて、コロナ禍におけるONLINE授業に対応できるようCPU、メモリ等の増強を行った。また、Microsoft teams、OneDrive、StreamなどのONLINE授業での活用をサポートした。
		①-2	情報セキュリティポリシーや関連規程が整備されていること	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティポリシー、関連規程の策定状況を確認する。 情報の格付け基準の策定状況を確認する。 規程等の周知状況（ホームページ、メール等）を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ委員会 情報基盤センター 	○			<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ担当者要項を新たに制定し、セキュリティ案件発生時の部局間の連携を強化した。 情報格付け基準について、本学における実施や他大学の運用状況を踏まえつつ別表を改訂した。
		①-3	サイバーセキュリティ対策等教育・訓練及び啓発活動がなされていること	<ul style="list-style-type: none"> 教育コンテンツの配信状況を確認する。 講習会・研修会等の参加状況を確認する。 疑似体験型訓練の実施・参加状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ委員会 情報基盤センター 	○			<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ担当者（各部局の課長・事務長）に「IPAセキュリティ啓発動画」の視聴を義務付けた。 疑似体験型訓練としての標的型攻撃メール訓練を実施し（557名参加）、当該結果を踏まえて、情報セキュリティ研修会（56名参加）を実施した。

3. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（研究推進機構担当）の点検結果

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	担当部門等	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
①	大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。	①-1	研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究の実施体制及び支援・推進体制が、大学の目的に基づいた研究活動を実施する上で必要な活動を行っていることが確認できる資料・データを用いて機能状況を確認する。 	基盤研究推進部門	○			
		①-2	研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 大学の目的に照らして、それに基づいた研究活動の成果や効果が見込まれる施策が適切に定められているかを分析。 	基盤研究推進部門	○			
②	大学の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。	②-1	研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動の実施状況に係る資料・データ等を用い、大学の目的に照らして、「研究活動が活発に行われているか」を分析。 	研究プロジェクト推進部門	○			令和2年度科研費の新規採択率（令和2年5月1日現在）が40.5%であり、前年度35.2%から上昇した。
		②-2	研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動の実施状況に係る資料・データ等を用い、大学の目的に照らして、「研究の質が確保されているか」を分析。 	研究プロジェクト推進部門	○			
		②-3	社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の社会・経済・文化的な貢献が確認できる資料・データを用いて、大学の目的に照らして、「社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか」を分析。 	研究プロジェクト推進部門	○			

4. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（国際交流機構担当）の点検結果

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	担当部門等	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
①	国際交流活動が適切に実施されていること	①-1	国際交流協定等を締結し、有効に活用されていること	・国際交流協定等の締結状況や交流状況を確認する。	国際企画部門	○			・CIEEと協定を締結し、2020年1月から学生の受入れを開始した。 ・国際交流機構に高度専門職員として副機構長を採用し、国際交流協定が適切に締結できるような体制を整えた。
		①-2	留学生の活動等に対して必要に応じて支援等を行っていること	・留学生が企画・実施する活動に対して適切な支援ができていないか確認する。	留学生支援部門	○			学長と留学生との交歓会、学部長と留学生との交歓会（教育学部、経済学部）を実施した。
②	学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること	②-1	留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生に対する生活支援の実施体制及び実施状況について確認する。	留学生支援部門	○			
		②-2	留学希望者への情報提供等を行い、必要に応じて経済的支援を行っていること	・留学希望者に対する留学説明会等の実施状況を確認する。	留学生支援部門	○			留学WEEKを実施し、2019年には約70名の学生が参加した。また、2020年春にもオンラインにて留学WEEKを実施し、のべ約80名の学生が参加した。

5. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（産学公連携推進機構担当）の点検結果

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	担当部門等	点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
①	大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。	①-1	大学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。	○ 計画が、地域貢献活動に関する目的を達成できるものであるか、地域貢献活動に関する基本方針等を明らかにした上で分析。 ○ 大学内や学外の関係者等に対して、ウェブサイトへの掲載等の方法により、適切に周知や広く公表しているかについて分析。	社会連携センター部門	○			
		①-2	計画に基づいた活動が適切に実施されているか。	○ 大学の目的を達成する上での活動の実施体制、計画に基づいた活動の内容・方法及び活動状況から分析。 ○ 教育サービス活動・学習機会の提供については、例えば、公開講座、公開授業、各種の研修やセミナー、小中高生向け講座、史料館等の公開、図書館の開放の実施状況から分析。 ○ 産業の振興への寄与に関する活動としては、例えば、企業との共同による研究や企業への技術指導・助言、その他の実施状況から分析。特にデータサイエンス分野においては、企業内人材育成、社会人教育について分析。 ○ 地域社会づくりへの参画については、例えば、地方公共団体等との協定締結、審議会への参加、政策提言、共催によるイベント等の実施状況から分析。	社会連携センター部門	○			・ 關帝国データバンクとの共同研究センターとして「Data Engineering and Machine Learning センター」を開設。実際の企業データを用いたデータ研磨実務や機械学習を行い、高度なデータエンジニアを育成。更に、第三の企業も同センターとの共同研究に参画。また、2017年にあいおいニッセイ同和損害保険㈱と開設した「日本セーフティンサイエティ研究センター」も着実に進展。 ・ 国連の掲げるSDGs（持続可能な開発目標）の達成に取り組むために、学生と教職員が協力して、SDGsに関わる取り組みを1週間にとわって展開するサステナウィークを開催。 ・ 社会連携コーディネーターの仲介により、地元ベンチャー企業と連携協定を締結。
		①-3	活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。	○ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動が有する目的や計画をどの程度達成したかについて分析。	社会連携センター部門	○			

6. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（機構以外の全学委員会等）の点検結果

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO 点検・評価項目（詳細）	分析手順	内部質保証実施主体			点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
				担当理事	担当組織	担当課				
①	財務運営が大学等の目的に照らして適切であること	①-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・財務諸表等について、法令等に従い、必要な手続きを経ていることを監事、会計監査人の監査報告書により確認する。	理事（財務・施設）	財務・施設マネジメント委員会	財務課	○			
		①-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	・過去5年間の予算・決算の状況を確認する。 ・各項目に関し、30%以上乖離している場合は、その理由を確認する。 ・経常損失がある場合は、その理由を確認する。 ・特別損失が過大である場合は、その理由を確認する。	理事（財務・施設）	財務・施設マネジメント委員会	財務課	○			
②	管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	②-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・大学の管理運営のための組織の状況について、とくに、学長、副学長、学部・研究科等の長等の役割を中心として組織の構成を整理し、規模や機能状況を確認する。 ・大学を設ける法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、その位置づけを分析して、大学の管理運営のための組織として、適切な規模と機能を有していることを確認する。	理事（総務・企画）		総務課	○			
		②-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・事業者としての大学に課される法令遵守事項等への対応体制の整備状況として、責任者の役割、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。 ・予期できない外的環境の変化等に対応するため、危機管理等に対応する責任者の役割、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。	理事（総務・企画）		総務課	○			
③	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	③-1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・円滑な管理運営の実現に資するための事務組織について、役割や人員の配置状況、責任体制、規模を確認する。	理事（財務・施設）		人事労務課	○			
④	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること	④-1 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・大学の管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。 ・大学の管理運営に係る合議体に、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。	理事（総務・企画）		人事労務課	○			
		④-2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（S・D）を実施していること	・S・Dの実施内容・方法及び実施状況（参加状況を含む。）を確認する。	理事（総務・企画）		人事労務課	○			
⑤	財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること	⑤-1 監事が適切な役割を果たしていること	・監事の監査の内容（財務（会計）監査、業務監査）、方法及び実施状況等を確認する。	理事（総務・企画）		監査室	○			
		⑤-2 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・会計監査人の監査の内容・方法及び実施状況等を確認する。	理事（総務・企画）		監査室	○			
		⑤-3 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・内部監査の独立性（内部統制）が担保されていることを確認する。 ・内部監査の内容・方法及び実施状況等を確認する。	理事（総務・企画）		監査室	○			
		⑤-4 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・監事による監査とそれ以外の内部監査、会計監査人監査の連携の状況について確認する。	理事（総務・企画）		監査室	○			
⑥	法令等が公表を求めている事項を公表していること	⑥-1 法令等が公表を求めている事項を公表していること	・大学等の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針、その他法令が定める教育研究活動等についての情報を社会一般に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。	理事（総務・企画）		広報課	△	教育情報について、いずれが法令で求める情報であるのか、わかりやすい形で公表されていない。また、自己点検及び評価の結果について、法令で求める形でわかりやすく公表されていない。一部教員の学位及び業績について公表されていない。	教育情報、自己点検及び評価の結果について、法令で求める情報をわかりやすく整理し、大学ホームページで公表する。教員の学位及び業績について公表されるように教員情報管理システムへの入力をも促す。	

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	内部質保証実施主体			点検結果	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	その他特記事項
					担当理事	担当組織	担当課				
⑦	教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	⑦-1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・校地、校舎の基準面積について、設置基準で規定されている面積に係る基準を満たしていることを確認する。 ・施設・設備としては、大学設置基準に規定されている「校地、運動場、体育館、研究室、講義室、演習室、実験・実習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設その他の施設等」について確認する。 ・夜間において授業を実施している課程又は大学院において大学院設置基準第14条の特例を適用している場合は、これら施設・設備の利用方法、利用時間等を確認する。 ・2以上のキャンパスで教育を実施している場合は、各々の実施体制、実施上の工夫や学生移動の状況等を確認する。	理事(財務・施設)	財務・施設マネジメント委員会	施設管理課	○			
		⑦-2	法令が定める実習施設等が設置されていること	・特定の学部又は学科に置かれる組織については、大学設置基準第39条に基づき設置が必要とされる附属学校や附属病院等が設置されていることを確認する。	理事(財務・施設)	財務・施設マネジメント委員会	施設管理課	○			
		⑦-3	施設・設備における安全性について、配慮していること	・施設・設備における耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。 ・耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。 ・施設・設備の老朽化に対する対応の状況について確認する。 ・外灯や防犯カメラの設置等、各大学固有の事情等に応じて安全・防犯面への配慮がなされていることを確認する。 ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。 ・その他施設・設備に法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。	理事(財務・施設)	財務・施設マネジメント委員会	施設管理課	○			
		⑦-4	大学組織の一部としての図書館において、教育研究に必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・図書館を中心に図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。	理事(教育・学術)	附属図書館委員会	図書情報課	○			・蔵書数を増加させ、資料の充実を図った。 ・延滞図書に対する対応を強化し、資料の効果的な活用を図った。 ・利用者・学生委員の声を反映した選書、配架見直しを行い、資料を系統的に整備した。
⑧	学生受入方針が明確に定められていること	⑧-1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針において、以下の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。 ・求める学生像については、入学前に学習しておくことが期待される内容 ・入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針を具現化するためにどのような評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法をどの程度の比重で扱うか ・特に学士課程については、受け入れる学生に求める学習成果(「学力の3要素(1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力等の能力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)」についてどのような成果を求めるか)	副学長(入試)	入学試験委員会	入試課	△	「求める人材像」のみ明示されており、「入学者の選抜方針」が確認できない。 (経済学研究科、データサイエンス研究科 ※いずれも博士前期課程・博士後期課程)	「入学者の選抜方針」を経済学研究科、データサイエンス研究科において次年度(令和4年度)入学者選抜より明示する。	
⑨	学生の受入が適切に実施されていること	⑨-1	学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・学士課程、大学院課程ともに入試の種類ごとに、入学者選抜の方法(学力検査、面接等)が入学者選抜の基本方針に適合していることを確認する。 ・面接が含まれている場合は、面接要領等があることを確認する。 ・実施体制の整備状況(組織の役割、構成、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の所在等)を確認する。	副学長(入試)	入学試験委員会	入試課	○			
		⑨-2	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていること	・入試に関する研究委員会等、検証するための組織や具体的な取組等(改善のための情報収集等の取組を含む。)の状況を確認する。	副学長(入試)	入学試験委員会	入試課	○			
⑩	実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	⑩-1	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。	副学長(入試)	入学試験委員会	入試課	△	経済学研究科(博士前期課程、博士後期課程)、特別支援教育専攻科において「0.7倍未満」であり「大幅に下回る」	志願者増、入学者増を図るため、カリキュラム、広報活動等の見直しなどの方策を検討する	

II. 昨年度改善計画の進捗状況

1. ア. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)に係る昨年度(R1)改善計画の進捗状況 (教育学部)

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果(昨年度)	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④-1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、点検・評価項目(詳細)本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	△	点検・評価項目(詳細)本文の③に係る記述が不十分である。	カリキュラム・ポリシーの改正を実施する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	カリキュラム・ポリシーの改正を実施した。
		④-2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。	△	④-1における不十分な点があるため、整合性を有していることが十分に確認できない。	④-1の改正に併せてカリキュラム・ポリシーが整合性を有していることを確認する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	カリキュラム・ポリシーの改正に併せて整合性を有していることを確認した。
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的水準であること	⑤-2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合	△	シラバスの中で授業時間外の学習について、記述がないものや明確なものが散見されるため、一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする科目の内容が設定されているか十分に確認できない。	2020年度シラバスの中で授業時間外の学習について、一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする科目の内容を設定の上、シラバスに記述を行うよう周知する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教授会にて周知を行い、シラバスへの記述を徹底した。
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	⑥-2	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 ・10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。	△	10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていること、もしくはそれと同等以上の十分な教育効果をあげていることをシラバス上で確認できない科目が散見される。	集中講義における各日の開始および終了時間を把握の上、確認する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	集中講義の担当教員に教務係を通じて照会を行い、把握および確認を行った。
		⑥-3	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態(講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス)、学習指導法(少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等)の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	△	シラバスの中で全項目が記入されていない授業が散見される。また、授業形態がシラバスに明記されていない授業も散見される。	2020年度シラバスの中で全項目の記入および授業形態の明記を徹底することを周知する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	必須項目を記入しないと登録できないシステム改修すると共に、教授会にて周知を行い、シラバスへの明記を徹底した。
⑦	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	⑦-1	学生のニーズに応える履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向(担当教員の研究成果を含む。)の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士(博士前期)課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	△	学習成果の状況の組織的把握と対応、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることが確認できない。	2019年度中に「指導週間(仮)」を導入し、各専攻専修において、学習成果の状況の組織的把握と対応、基礎学力不足の学生に対する指導、助言については、実施する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	「履修指導週間」を導入し、該当学生への指導・助言を実施した。
		⑦-2	学生のニーズに応える学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・オフィスマワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。	△	オフィスマワーの設定を教務システム(SUCCESS)上で公開している教員が59%に留まる。	オフィスマワーの設定を教務システム(SUCCESS)上で公開している教員割合を向上させる。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教授会で教員に直接依頼する等して昨年度(令和元年度)の59%から76.8%に改善が見られた。

大項目 NO	点検・評価項目 (大項目)	詳細 NO	点検・評価項目 (詳細)	分析手順	点検結果 (昨年度)	点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。	△	成績評価基準のより具体化が望ましい。	評価基準の具体化を行う。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	全学における「滋賀大学における成績評価のガイドライン」に基づき、教務カリキュラム運営委員会で具体化を行った。
		⑧-2	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	△	⑧-1の具体化された評価基準の周知が求められる。	⑧-1の具体化された評価基準の周知を行う。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	全学における「滋賀大学における成績評価のガイドライン」に基づき、教授会で周知の上、シラバスの記述を徹底した。
		⑧-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	△	令和元年5月1日時点で成績評価の分布の点検を組織的に実施していない。個人指導等が中心となる科目の成績評価の客観性を担保するための措置について確認できない。	2019年度中に成績評価の分布の点検を組織的に実施する。 ※令和元年6月17日の学務委員会で点検を行った。 個人指導等が中心となる科目の成績評価の客観性の担保についての照会を行い確認する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	成績評価の分布については学務委員会で点検を行った。 個人指導等が中心となる科目については個別に照会を行って確認した。
⑩	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	⑩-2	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。 ・就職先、進学先の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。 【教育学部のみ】 ・就職実績について点検を行う。	△	就職実績における教員就職関係資料⑩-2-2については、採用試験合格者に関する情報のみで、就職者数も確認できることが望ましい。	就職者数も確認できる根拠資料を追加する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	根拠資料の様式を変更した。（R2.4.6就職委員会）
		⑩-4	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	△	令和元年5月1日時点で意見聴取等の結果を踏まえた学習成果の確認ができていない。	2019年度中に意見聴取等の結果を踏まえた学習成果の確認をする。 ※2019年度発行のFD事業報告書にて報告予定。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教育改革推進委員会において確認の上、『滋賀大学FD事業報告 令和2年3月』において報告した。
		⑩-5	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	△	令和元年5月1日時点で意見聴取等の結果を踏まえた学習成果の確認ができていない。	2019年度中に意見聴取等の結果を踏まえた学習成果の確認をする。 ※2019年度発行のFD事業報告書にて報告予定。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教育改革推進委員会において確認の上、『滋賀大学FD事業報告 令和2年3月』において報告した。

イ. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)に係る昨年度(R1)改善計画の進捗状況(経済学部)

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果(昨年度)	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、点検・評価項目(詳細)本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	△	学習成果の評価の方針が明確に示されていない。	教育課程方針(カリキュラム・ポリシー)を改正し、学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	体制整備委員会においてカリキュラム・ポリシーの見直しを進めた。まだポリシーそのものの改正には至っていないが、カリキュラム・マップを改正することで、ディプロマ・ポリシーとの対応関係等の明示は実現している。
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部質保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合	△	シラバスの記載内容によって、45時間の学習時間が必要であることを確認することができない授業科目がみられるため。	⑥-3のシラバスの改善計画のうち、授業外学習を含めた45時間の学習内容が示されるよう改善することを盛り込む。	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教育学習支援委員会においてシラバスの記載内容を全てチェックし、不十分な科目については学務委員会を通じて教員に修正を求めた。その結果、大部分の科目について記載内容が改善されている。
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	⑥3	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態(講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス)、学習指導法(少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等)の工夫を積極的にしている場合は、その状況についても確認する。	△	全科目について、シラバスの項目がすべて記載され学生にわかりやすく伝えられているとはいえないため。	シラバスの内容を改善するためのワーキンググループを立ち上げ、シラバスの項目の点検を行う。シラバスの項目には、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準のほか、準備学習などについても記載されているが、受講学生に、より自主的に予復習等の学習が必要とされることを明示する。 掲載項目をチェックし、全項目について未記入であることが認められた教員に対しては、正しいシラバスの記載を促すチェック機能や体制を整える。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教育学習支援委員会においてシラバスの記載内容を全てチェックし、不十分な科目・項目については学務委員会を通じて教員に修正を求めた。その結果、大部分の科目・項目について記載内容が改善されている。
		⑥4	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目の定義を確認する。 ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況(該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数)を確認する。	△	主要科目が原則として専任の教授・准教授によって担当されていることは確認されたが、非常勤講師が担当するコア科目について、組織的に取り組み実施される科目であるという科目の趣旨が徹底していることを検証しうるかどうか確認する。	コア科目の実施体制を点検し、学習内容や成績評価等について、組織的に取り組み実施される科目であるという科目の趣旨が徹底していることを検証しうるかどうか確認する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	シラバスの検討から、非常勤講師が担当しているコア科目についても、専任教員が授業内容等に確認された。ただ、そうした組織的な取り組みが容易に検証しうる実施体制とはなっていないので、なお整備が必要である。
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語(A、B、C等)を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定められたものを確認する。	△	大学として定めた評価基準は、「秀」が「到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている」といったように、到達目標を考慮した判断の基準としては抽象的すぎると思われる。	学部・学科の学位授与・教育課程方針に則した、より具体的な判断基準を整備する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教育・学生支援機構から「滋賀大学における成績評価のガイドライン」が示されたことにより、組織的な基準は明確となった。だが、このガイドラインを基に、学位授与方針・教育課程方針に応じた学部としての基準をさらに明確にする作業がなお必要である。
		⑧3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	×	彦根地区教育学習支援委員会による合格率や「秀・優」の割合などの点検は実施しているが、成績評価分布についてのガイドラインは策定していない。個人指導科目における客観性の確保等についての措置も十分とは言えない。	英語等の能力別クラス編成や、科目のカリキュラム体系上の位置づけなどに配慮し、到達目標を考慮した成績評価基準と整合的な成績評価分布等のガイドラインを策定する。彦根地区教育学習支援委員会による事後的な点検の範囲・内容を見直し、点検体制を整備する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	彦根地区教育学習支援委員会による合格率や「秀・優」の割合などの点検は実施された。成績評価分布について教育・学生支援機構による「ガイドライン」は示されたが、学部の特性に配慮したガイドラインの策定には至っていない。昨年度は、シラバスの改善に大幅に時間をとられたため、事後的な点検内容の見直し・整備には手をつけられなかった。

ウ. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（教育・学生支援機構担当）に係る昨年度（R1）改善計画の進捗状況（データサイエンス学部）

大項目NO	点検・評価項目（大項目）	詳細NO	点検・評価項目（詳細）	分析手順	点検結果（昨年度）	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、点検・評価項目（詳細）本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	△	カリキュラム・ポリシーにおいて、③学習成果の評価の方針の記述が不十分。	カリキュラム・ポリシーへの③学習成果の評価の方針への記載の明確かつ具体的な記述を含めたカリキュラム・ポリシーの修正を年度内に行う。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	2020年1月23日のDS学部学務委員会において改善計画に沿ったカリキュラム・ポリシーの修正を検討し、2020年1月30日のDS学部教授会において承認され、改定を実施した。
		④2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。	△	ディプロマポリシーとカリキュラムポリシーの整合性が不十分。	ディプロマ・ポリシーについても、カリキュラム・ポリシーとの整合性の確保するように年度内に修正を行う。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	2020年1月23日のDS学部学務委員会において改善計画に沿ったカリキュラム・ポリシーの修正を検討し、2020年1月30日のDS学部教授会において承認された。これにより、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性を確保した。
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤2	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合	△	2016年8月に文部科学省からデータサイエンス学部の設置審査にて許可を得、外部アドバイザーボードにより授業科目の内容に助言を得た。さらに、日本学術会議による参照基準及び統計教育連携ネットワークによる参照基準をもとに授業科目の内容を作成しているところであるが、シラバスの一部で記述に不十分な点がある。	データサイエンス学部の全シラバスを年度内に改善を行い、授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となるものとする。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	2020年3月にDS学部シラバスの全シラバスを学務委員会が検討し、シラバスが改善計画に沿ったものとなるよう修正した。
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	⑥3	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文獻、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習等を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態（講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス）、学習指導法（少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等）の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	△	シラバスにおける授業形態、学習指導法等の記載について、一部不十分な点が見られる。	カリキュラムの見直しを行うワーキンググループを立ち上げ、その中でシラバスの項目の点検も行う。シラバスには、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習について具体的な指示の記入を徹底する（令和元年度内）。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	2019年12月19日のDS学部教授会にてシラバスの見直し・具体的な記入の指示を行い、2020年3月にDS学部の全シラバスにおいて、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、事前・事後学習について具体的な指示の記入がされているか学務委員で点検を行った。
⑦	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	⑦1	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・ガイダンス、担任制、学習成果の状況の組織的把握と対応、学習計画の指導、能力別クラス分け、基礎学力不足の学生に対する指導、助言が行われていることを確認する。 ・授業科目への学術の発展動向（担当教員の研究成果を含む。）の反映、他学部の授業科目の履修、編入学や秋期入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携、国内外の他大学との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	△	1学年と2学年ではプレゼン論の教員がチューターとして、3学年からはゼミの教員が、それぞれ履修指導を行う体制を取っているが、学生のニーズに把握や対応について不十分な点がある。	専門科目の領域ごとに、科目間調整会議を年度内に開催し、学生のニーズに応える履修指導の体制を整える。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	3年次への新旧判定を控えた2年生を対象に全学生の成績を学務委員会として把握し、成績不振者には個別に履修指導、助言を行った。
		⑦3	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	・インターンシップ等の実施状況を確認する。 ・その他教育課程の目的に応じた取組を確認する。 【教育学部のみ】 ・教職を主とした就職支援事業、キャリア形成支援事業について点検を行う。	△	インターンシップに参加する学生数を底上げする余地があると思われ、また、一部の企業に対して学生からの参加申込みがないところが生じている。	学生のインターンシップの参加意欲を年度内に把握する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	前年度までと同様、インターンシップの説明会などを実施し、多数の学生がインターンシップに参加したほか、海外への派遣も行った。学生のインターンシップへの参加意欲を高めるため、インターンシップへ参加した学生による成果報告会を2年生向けに実施した。

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果(昨年度)	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定められたものを確認する。	△	シラバスにおいて、成績評価基準の明示が不十分。	到達目標を考慮したディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに則したより具体的な成績評価基準について年度内に組織として定める。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	2020年3月にDS学部シラバスの全シラバスを学務委員会で検討し、シラバスにおける成績評価基準が明確となるよう修正した。
		⑧2	成績評価基準を学生に周知していること	・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。	△	配布掲載を行い周知している成績評価基準の明示が不十分。	シラバスへの基準明示を十分なものとして、ウェブサイトなどへの配布掲載を行う（令和元年度内）。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	2020年3月にDS学部シラバスの全シラバスを学務委員会で検討し、シラバスにおける成績評価基準が明確となるよう修正した。
		⑧3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	△	成績評価の分布の点検や成績評価分布についてのガイドラインの策定に関する組織的な取り組みが十分ではない。	成績評価分布について組織的な点検を実施し、成績評価のガイドラインの策定を行う（令和元年度内）。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教育・学生支援機構会議により成績評価に関するガイドラインが作成された。
⑩	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	⑩1	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率を算出し確認する。 ・大学等の目的及び学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する（卒業が受験資格となるものは必須）。 ・大学院課程においては、研究活動の実績の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して妥当なものであることを確認する。	△	現在の学部には3年生までが在籍するため、学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率は、2021年度以降に可能になる。統計検定2級、情報処理技術者試験、社会調査士の資格取得状況が明確でない。	2021年度以降に、学部、研究科等ごとの標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率を算出するためのデータを収集する。また、年度内に統計検定2級、情報処理技術者試験、社会調査士の資格取得状況を調査し、資格の取得者数について、級ごとでまとめた資料を年度内に作成する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	統計検定2級、社会調査士について資格取得状況を明確化した。その他の資格については対応中である。

エ. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)に係る昨年度(R1)改善計画の進捗状況(教育学研究科学校教育専攻)

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果(昨年度)	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、点検・評価項目(詳細)本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	△	④学習成果の評価の方針に係る記述が含まれていることが明確に確認できない。	教育課程方針に、③学習成果の評価の方針に係る記述が含まれていることが明確に確認できるように見直しを検討する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> その他 ()	カリキュラムポリシーを修正した。 令和2年2月6日学校教育専攻会議協議事項了承
		④2	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認する。	△	教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認できない。	教育課程方針に、教育課程の編成及び実施の内容が、学位授与方針に定める獲得が期待される能力を学生が獲得できるものとなっているかを確認できるだけの整合性を有していることを確認できるように見直す方向で検討する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> その他 ()	カリキュラムポリシーを修正したことにより確認ができた。
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的な水準であること	⑤1	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。 ※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合	△	抽出した学校教育共通科目(必修)の2科目のシラバスについて、1単位45時間の学習を必要とする内容をもって科目の内容が設定されていることが確認できていることと点検する。具体として、15回の授業計画外の学習を必要とする内容を授業計画の補足欄に記入することを検討する。その際、全学的な検討、教育学部の検討の動向を視野に入れる。	・全授業科目について、45時間の学習を必要とする内容をもって科目の内容が設定されていることが確認できていることと点検する。具体として、15回の授業計画外の学習を必要とする内容を授業計画の補足欄に記入することを検討する。その際、全学的な検討、教育学部の検討の動向を視野に入れる。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> その他 ()	システムに記入欄ができ、未記入者には記入するよう教授会で周知した。 令和2年3月5日・3月20日の教授会学務委員会報告
		⑤2	各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること	・各授業科目が、10週又は15週にわたる授業期間を単位として行われていることを確認する。 ・10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要及び10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることを確認する。	△	集中形態で開講する授業科目(抽出した3科目)のシラバスにより、通常時限で開講して授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていることと確認が、十分にできているかどうか難しい。	集中形態で開講する授業科目と通常形態での開講科目の単位の修得率を比較検討する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> その他 ()	比較検討を行った。 令和元年11月25日研究科企画・運営委員会
⑦	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること	⑦1	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	・オフィスアワーの設定、ネットワークを活用した学習相談等、各大学固有の事情等に応じて、学習相談、助言等の学習支援が行われているかについて確認する。	△	学習相談の実態はあるものの、その実施状況(取組、実施組織、実施状況)が分かる資料等が乏しいため確認が難しい。また、シラバスでオフィスアワーの欄を設けて学生に案内しているが、適正に運用されていることを確認する。	学習相談の実態を明らかにして、実施状況を把握し明示化する。また、シラバスのオフィスアワーの欄の記載について確認を行う。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> その他 ()	確認を行い、未記入者には記入するよう教授会で周知した。 令和2年3月5日・3月20日の教授会学務委員会報告
		⑦2	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとなっていることを確認する。	△	学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認できるものは存在しない。 個人指導等が中心となる科目の成績評価の客観性を担保するための措置について、点検する必要がある。	学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認できることについて検討する。 個人指導等が中心となる科目の成績評価の客観性を担保するための措置について、シラバスの成績評価の方法や成績評価の基準欄の情報について、必要に応じて整備することを検討する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> その他 ()	成績分布の点検を行う。 令和元年11月25日研究科企画・運営委員会
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧3	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・成績に関する異議を受け付ける窓口が教員のみでないこと、受付後の対応の手順、様式等について確認する。 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等について確認する。 ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)が、検証できる状況にあることを確認する。	△	履修手引の専攻毎の教育課程等の「成績の照会について」で、制度の目的、申し出の時期、窓口を明示している。但し、申し出の書式が定められていない。	学部科目の申請書の様式で、大学院科目でも共通で使用できるように見直す。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済み <input type="checkbox"/> その他 ()	申請書の様式を修正した。 令和2年2月17日研究科企画・運営委員会確認

大項目 NO	点検・評価項目 (大項目)	詳細 NO	点検・評価項目 (詳細)	分析手順	点検結果 (昨年度)	点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
⑩	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	⑩3	卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果を踏まえて、学習成果を確認する。 ・学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっていることを確認する。	△	平成29年度修了予定者へ実施したアンケートの調査結果のまとめ。続いて平成30年度にも再編後の学年になるが同様のアンケートを実施しており、継続的に確認していく必要がある。	平成29年度修了予定者へ実施したアンケートの調査結果のまとめを確認する。続いて平成30年度修了予定者へ実施したアンケート結果を踏まえ、継続的に確認していく。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	アンケート結果について専攻長と確認を行った。
		⑩4	卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	△	平成30年度にアンケート調査を実施したが、回収率が満足できるものではないことや、組織的な分析がなされていることの確認が必要である。	平成30年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえて、組織的な分析を進めていく。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		⑩5	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	△	平成30年度にアンケート調査を実施したが、組織的な分析がなされていることの確認が必要である。	平成30年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえて、組織的な分析を進めていく。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	

オ. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目(教育・学生支援機構担当)に係る昨年度(R1)改善計画の進捗状況(経済学研究科)

大項目NO	点検・評価項目(大項目)	詳細NO	点検・評価項目(詳細)	分析手順	点検結果(昨年度)	点検結果が△または×の場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
④	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	④1	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・教育課程方針において、点検・評価項目(詳細)本文の①から③の各項目に係る記述が含まれていることを確認する。	△	学習成果の評価の方針が明確に示されていない。	教育課程方針(カリキュラム・ポリシー)を改正し、学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示する。	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	博士前期課程に1年制社会人コース(ビジネス・データサイエンス専修プログラム)の設置を検討するに際して、教育課程方針(カリキュラム・ポリシー)の見直しも合わせて実施する予定である。
⑤	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること	⑤1	授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・一単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成する原則を踏まえ、科目の内容が設定されていることを確認する。※次の場合は、科目の内容がふさわしい水準になっているものとする。 ・信頼できる分野別第三者評価機関によって保証されている場合 ・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが機関別内部保証において保証されている場合 ・シラバスを検証することによって、45時間の学習時間が必要であることを確認できる場合 ・自己点検・評価において水準に関する検証を大学等の目的に則したその他の方法によって実施し、検証されている場合	△	シラバスの記載内容によって、45時間の学習時間が必要であることを確認することができない授業科目がみられるため。	⑥-3のシラバスの改善計画のうち、授業外学習を含めた45時間の学習内容が示されるよう改善することを盛り込む。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教育学習支援委員会においてシラバスの記載内容を全てチェックし、不十分な科目については学務委員会を通じて教員に修正を求め、大多数の科目の記述は改善された。
⑥	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること	⑥3	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスに、授業名、担当教員名、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準、準備学習等についての具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件等が記載されており、学生が各授業科目の準備学習を進めるための基本となるものとして、全科目、全項目について記入されていることを確認する。 ・芸術等の分野における個人指導による実技の授業等については、大学等の目的に則した方法によって、授業計画が示されていることを確認する。 ・すべてのシラバスが、学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知を図っていることを確認する。 ・授業形態(講義、演習、実験、実習等の組合せ・バランス)、学習指導法(少人数授業、対話・討論型授業、多様なメディアの活用、能力別授業の実施等)の工夫を積極的に行っている場合は、その状況についても確認する。	△	全科目について、シラバスの項目がすべて記載され学生にわかりやすく伝えられているとはいえないため。	シラバスの内容を改善するため、シラバスの項目の点検を行う。シラバスの項目には、授業の目的・到達目標、授業形態、各回の授業内容、成績評価方法、成績評価基準のほか、準備学習などについても記載されているが、受講学生に、より自主的に予復習等の学習が必要とされることを明示する。 掲載項目をチェックし、全項目について未記入であることが認められた教員に対しては、正しいシラバスの記載を促すチェック機能や体制を整える。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	学務委員会を通じて修正を求めた結果、大部分の科目・項目について記載内容が改善されている。
⑧	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	⑧1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準については、評語(A、B、C等)を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定められたものを確認する。	×	大学として定めた評価基準は、「秀」が「到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている」といったように、到達目標を考慮した判断の基準としては抽象的すぎると思われる。	研究科の学位授与・教育課程方針に則した、より具体的な判断基準が必要か検討する。	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	教育・学生支援機構から「滋賀大学における成績評価のガイドライン」が示されたことにより、組織的な基準は明確となった。だが、このガイドラインを基に、学位授与方針・教育課程方針に応じた研究科としての基準をさらに明確にする作業がなお必要である。
		⑧3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価が客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・学習成果の評価の方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。 ・GPA制度を実施している場合は、その目的と実施状況について確認する。 ・個人指導等が中心となる科目の場合は、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。 ・共同教育課程を編成する学科の場合は、構成大学を通じて一貫したものとされていることを確認する。	×	個人の研究指導が中心となる学位論文の成績評価については、審査過程で複数指導体制による公開型の中間報告会を実施したり、博士後期課程では研究進行チェック表を作成するなど、客観性を担保する措置は取られていると考えられる。他の授業科目に関しては成績評価分布のガイドライン策定、成績評価の分布の点検は実施していない。	大学院における学習成果の評価の方針について検討する。大学院の成績評価についても、彦根地区教育学習支援委員会による事後的な点検の対象とする。	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	今後検討の予定「経済学研究科の成績評価ガイドライン」の中で、成績評価の組織的な点検のあり方も検討する。
⑩	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	⑩5	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学習成果を確認する。	×	修了者数(特に国内企業等)は多くなく、また分散しており継続的に複数の修了生を受け入れている企業等はないため、学部のようなアンケートを実施していない。就職支援活動の一環として、継続的に関係のある学内セミナー参加企業や、陸水懇話会の実務家同窓生を通じて、該当する修了生の入職後の動向や活躍について意見聴取をする機会を活かすことはできている。	就職先等の関係者などを通じ、社会に必要な人材の輩出が効果的に行われているかを検証することは重要であり、その手立てについて検討する。	<input checked="" type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	修了者の進路状況を分析し、就職先等からの意見聴取のあり方など学習成果の確認方法を検討する必要がある。

2. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（研究推進機構担当）に係る昨年度（R1）改善計画の進捗状況

大項目 NO	点検・評価項目 (大項目)	詳細 NO	点検・評価項目 (詳細)	分析手順	点検結果 (昨年度)	点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
①	大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。	①-1	研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。	○ 研究の実施体制及び支援・推進体制が、大学の目的に基づいた研究活動を実施する上で必要な活動を行っていることが確認できる資料・データを用いて機能状況を分析。	△	共同研究等を進める際に、研究環境の整備等に係る間接経費の割合を、対外的に示す明確な規定がなく、研究推進のため整備する必要がある。	今年度内に、共同研究・受託研究の規程を整備し、間接経費の割合について、明確化する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	共同研究・受託研究の規定を整備し、間接経費の割合について、明確化した。 (令和元年12月10日)

3. 国立大学法人滋賀大学自己点検・評価における点検・評価項目（機構以外の全学委員会等）に係る昨年度（R1）改善計画の進捗状況

大項目 No	点検・評価項目 (大項目)	詳細 No	点検・評価項目 (詳細)	分析手順	内部質保証実施主体			点検結果 (昨年度)	点検結果が△または×の 場合、その理由	改善計画	進捗状況	進捗状況報告
					担当理事	担当組織	担当課					
	② 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること	②-2	法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・事業者としての大学に課される法令遵守事項等への対応体制の整備状況として、責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。 ・予期できない外的環境の変化等に対応するため、危機管理等に対応する責任者の役職、責任者の判断と業務遂行を支援する組織、それらの業務及び組織の根拠となる規定を確認する。	理事（総務・企画）		総務課	△	安全保障輸出管理に関する規程が未整備のため。	安全保障輸出管理に関する規程を整備する。	<input type="checkbox"/> 検討中 <input type="checkbox"/> 対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	国立大学法人滋賀大学安全保障輸出管理規程を制定し、令和元年11月19日から施行した。
	⑩ 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること	⑩-1	実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・学生募集を行う組織単位ごとの過去5年間の入学定員に対する実入学者の割合の平均を確認する。 ・学部又は研究科の単位において、実入学者数が「入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組がなされていることを確認する。	副学長（入試）	入学試験委員会	入試課	△	経済学研究科（博士前期課程、博士後期課程）、特別支援教育専攻科において「0.7倍未満」であり「大幅に下回る」	志願者増、入学者増を図るため、広報活動等の見直しなどの方策を検討する	<input type="checkbox"/> 検討中 <input checked="" type="checkbox"/> 対応中 <input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> その他 ()	経済学研究科において大学院改革検討ワーキンググループを立ち上げ、カリキュラム改革の検討を実施中である。博士前期課程においては2022年度から新カリキュラムに移行予定である。特に、社会人1年制（ビジネス・データサイエンス専修プログラム）の導入を目指す。博士後期課程においては3ポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）の見直しを図る。特別支援教育専攻科においてはホームページの見直しを行う。

滋賀大学における内部質保証に関する体制

目標計画・評価委員会

統括責任者：学長
 自己点検・評価の責任者：各担当理事・副学長
 改善・向上活動の責任者：各担当理事・副学長

◆大学の諸活動の有効性の検証 【大学評価基準 1-1~1-3、2-1~2-5】

- ①全学における内部質保証に関する方針・体制の整備
- ②機構以外の内部質保証に係る点検項目の設定
- ③全学における自己点検・評価結果の検証、改善計画の検証、改善計画の進捗状況の検証、改善指示
- ④全学における内部質保証システムの有効性・効率性の確認
- ⑤自己点検・評価報告会の開催（年1回）

自己点検・評価報告会（年1回開催）
 （自己点検結果をステークホルダーに公表）

役員会
 経営協議会
 教育研究評議会

